

病後児保育室 そらいろ ご利用のしおり

病後児保育室「そらいろ」では、
保護者の子育てと就労の両立を支援し、乳幼児の健全な育成のために、
病気回復期にあるお子さんをお預かりしています。

「お預かりできるお子さんは・・・」

いの町にお住まいで、病気や怪我の回復期にある生後6か月～小学校3年生のお子さんをお預かりして、保育を行います。

利用に際しては、医師の記載する「診療情報提供書」の提出が必要です。

「利用可能日、時間、料金等」

利用可能日	時間	住所	料金	定員
平日 (土日祝・年末年始を除いた日)	そらいろ	7:30～18:30 いの町 1510 番地 1 いの町総合健康センター 2 階	4 時間未満 →1,000 円 4 時間以上 →2,000 円	3名 (先着順)
	吾北分室	9:00～16:30 いの町上八川甲 2010 番地 吾北中央公民館 1 階		
	本川分室	9:30～16:00 いの町長沢 123 番地 8 本川プラチナ交流センター 1 階		

※生活保護世帯、市町村民税非課税世帯は無料。(生活保護世帯は証明書の提出が必要です。)

※病状等により 1 対 1 の看護または保育が必要になった場合、定員に達していなくてもお断りすることがあります。

「利用方法」 まず初めに「町に登録」をします。

登録用紙は教育委員会事務局、各教育事務所、町内各園、そらいろ、町ホームページで配布しています。

登録用紙にご記入のうえ、教育委員会事務局または各教育事務所に提出してください。

なお、利用者登録はいの町電子申請サービスからも行えます。 [「いの町電子申請 病後児」](#)で検索

※健康状態把握のため、登録は1年更新(4月～翌年3月)です。毎年度登録用紙のご提出が必要です。

「予約の仕方」

①前日の正午までにいの町教育委員会またはぐりぐらひろばへ電話で予約する。

(平日8:30～17:15 教育委員会 ☎088-893-1922 ぐりぐらひろば ☎088-892-3151)

②病院を受診し、医師が病後児保育の利用が適当であると判断した場合、『いの町病後児保育施設利用に係る診療情報提供書』を記載してもらう。※病院に支払う診療情報提供書の料金は月に1回のみ無料です。

同一月に2回目以降は全額自己負担となります。

③利用する前日又は当日に、『いの町病後児保育施設利用申請書兼同意書』を記入し、施設に提出する。

※キャンセルは必ず前日の17時15分までに教育委員会事務局へご連絡ください。

《利用上の注意》

- ①医療機関で発行してもらう診療情報提供書にて医師の同意が確認できない場合は、受け入れができません。
- ②容態が急変した場合は保護者の方に緊急連絡をしますので、早急に施設へ来所し、その後の対応をお願いします。
- ③緊急連絡に応じられなかった場合の事故等につきましては、施設利用申請者の方に一切の責任を負っていただきます。(施設の瑕疵による場合を除く)
- ④予約後のキャンセルは必ず教育委員会事務局へ連絡をお願いします。連絡なしで利用されなかった場合は、利用料の全額をお支払いいただきます。

《持ち物》

- ①いの町病後児保育施設利用申請書兼同意書(様式第4号)
 - ②いの町病後児保育施設利用に係る診療情報提供書(様式第3号)
 - ③家庭用連絡票兼保育日誌および利用料
 - ④健康保険証の資格確認ができるもの
 - ⑤乳幼児又は児童医療費受給者証の写し
 - ⑥着替え(ゆったりできる服装のものを2組程度)
 - ⑦パンツ2~3枚、おむつの場合は6~7枚とおしりふき
 - ⑧ビニール袋 3枚(洗濯物や使用済みのおむつを入れます。)
 - ⑨各タオル等(おしぼり用1枚、手拭き用1枚、口拭き用1枚)
 - ⑩食事用エプロン(普段使用している場合)
 - ⑪コップ、おはし、スプーン、フォーク
 - ⑫ミルク(必要な回数のミルクと哺乳瓶 ※施設では哺乳瓶の消毒等はいりません。)
 - ⑬お弁当及びおやつ(離乳食の方を含め、体調に合わせたものを持参してください。)
 - ⑭お茶(大きめの水筒に十分な量を入れて持ってきてください。)
 - ⑮当日分の薬(診療情報提供書に処方内容が記載されていることを確認してください。)
- ※各持ち物に名前を書き、大きめの手提げ袋等に全部入れてください。

お薬をお預かりします

☆必ず、容器に1回分だけを入れてお持ちください。(ふたが閉まる容器であればどんなものでもかまいません。)

☆お名前を忘れずに書いてください。

↑間違いや事故を防ぐ上で大変重要なことですので、ご協力をお願いします。

問い合わせ先 いの町教育委員会事務局 幼保支援係 ☎088-893-1922